公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 環境農林水産部　環境管理室 | １　借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 豊中市庄内幸町４丁目29－１ | 1.21㎡ | 大阪府地盤沈下・地下水位観測所設置 | 無償 | 令和４年12月１日から令和９年３月31日まで |
| 土地 | 高槻市西冠３丁目47－１ | 1㎡ | 地下水位の計測 | 無償 | 令和３年４月１日から令和８年３月31日まで |

２　借用財産の期間の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 守口市淀江町１ | 32.20㎡ | 地盤沈下・地下水位観測所設置 | 無償 | （注１）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 大東市太子田１丁目12－38 | 12.88㎡ | 地盤沈下観測所の用地 | 無償 | （注２）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 東大阪市大蓮東２丁目1683 | 12.88㎡ | 地盤沈下・地下水位観測所用地 | 無償 | （注１）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 堺市堺区大浜西町18－１ | 104.04㎡ | 地盤沈下地下水位の観測及び資料展示 | 無償 | （注３）令和６年４月１日から令和11年３月31日まで |
| 土地 | 堺市堺区大浜北町４－77 | 20.03㎡ | 地下水位観測所の用地 | 無償 | （注４）令和６年４月１日から令和９年３月31日まで |
| 土地 | 泉大津市東雲町９－12 | 5.15㎡ | 地盤沈下・地下水位観測所の用地 | 無償 | （注５）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 泉南市樽井４丁目29－１ | 3.24㎡ | 地盤沈下観測所の用地 | 無償 | （注５）令和５年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 東大阪市南鴻池町１丁目2020－１ | 18.40㎡ | 地盤沈下・地下水位観測所用地 | 無償 | （注１）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 吹田市川岸町20－１ | 0.03㎡ | 地下水位（地盤沈下）を測定する観測機器設置 | 無償 | （注６）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 泉南市樽井１丁目１－１ | 20㎡ | 大阪府観測局の設置 | 無償 | （注７）昭和50年２月15日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 和泉市緑ケ丘３丁目４－１ | 22㎡ | 大阪府大気汚染測定局の設置 | 無償 | （注８）令和６年４月１日から令和９年３月31日まで |
| 土地 | 高石市西取石６丁目11－１ | 30㎡ | 自動車排出ガス測定局 | 無償 | （注９）平成２年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 河内長野市三日市町288－１ | 16.0㎡ | 大気汚染測定局用地 | 無償 | （注10）平成８年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 松原市阿保１丁目16－３ | 53.0㎡ | 大阪府大気汚染測定局の設置 | 無償 | （注11）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 泉佐野市羽倉崎４丁目３－12 | 46.40㎡ | 大阪府大気汚染測定局の設置 | 無償 | （注11）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 土地 | 守口市文園町８－８ | 12.01㎡ | 大気汚染状況把握のための測定機器設置 | 無償 | （注11）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 大東市谷川１丁目１－１ | 22.79㎡ | 大気汚染測定局の設置 | 無償 | （注11）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 貝塚市鳥羽122－１ | 20㎡ | 大気汚染常時監視業務 | 無償 | （注11）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 三島郡島本町桜井２丁目１－１ | 6㎡ | 大気汚染測定局の設置 | 無償 | （注11）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 豊能郡豊能町余野414－１ | 28.5㎡ | 大気汚染常時測定局の設置 | 無償 | （注11）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 茨木市駅前３丁目８－13 | 16.87㎡ | 大阪府大気汚染測定局 | 無償 | （注11）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 富田林市常盤町１－１ | 24.25㎡ | 大気汚染測定局の設置場所 | 無償 | （注11）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 池田市畑１丁目７－４ | 34.00㎡ | 大気汚染測定局の設置 | 無償 | （注11）令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |
| 建物 | 泉大津市東雲町９－12 | 24.17㎡ | 府大気汚染測定局の設置 | 無償 | (注11)令和６年４月１日から令和７年３月31日まで |

（注１） 公有財産台帳では、借用期間が「平成30年４月１日から令和５年３月31日まで」のまま放置されていた。（注２） 公有財産台帳では、借用期間が「平成30年５月28日から令和５年３月31日まで」のまま放置されていた。（注３） 公有財産台帳では、借用期間が「平成26年４月１日から令和６年３月31日まで」のまま放置されていた。（注４） 公有財産台帳では、借用期間が「平成30年４月１日から令和６年３月31日まで」のまま放置されていた。（注５） 公有財産台帳では、借用期間が「平成29年４月１日から令和５年３月31日まで」のまま放置されていた。（注６） 公有財産台帳では、借用期間が「平成23年４月１日から令和５年３月31日まで」のまま放置されていた。（注７） 公有財産台帳では、借用期間が「昭和50年２月15日から平成30年３月31日まで」のまま放置されていた。（注８） 公有財産台帳では、借用期間が「令和３年４月１日から令和６年３月31日まで」のまま放置されていた。（注９） 公有財産台帳では、借用期間が「平成２年４月１日から平成30年３月31日まで」のまま放置されていた。（注10） 公有財産台帳では、借用期間が「平成８年４月１日から平成30年３月31日まで」のまま放置されていた。（注11） 公有財産台帳では、借用期間が「令和５年４月１日から令和６年３月31日まで」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（借用財産）第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。【公有財産事務の手引】第２章　公有財産の取得第３節　借用府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年６月２日から同年８月28日まで）